

## 幹事会附置委員会の設置について

委員会名：防災減災・災害復興に関する学術連携委員会

1	委員の構成	会長、副会長（日本学術会議会則第5条1号担当）、各部の役員1名及び16名以内の会員又は連携会員
2	設置目的	<p>日本学術会議は、東日本大震災の体験を経て、大規模自然災害の発生時など緊急事態時において、学術の知見を的確に活用することが必要との観点から、「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」（平成26年2月28日、日本学術会議幹事会決定）を作成した。その中で、緊急事態時には、幹事会を中心とした緊急事態対策委員会を設置して、声明・提言等の表出、政府への協力や連携、社会との連携、さらに関連分野の研究者との幅広い連携を行うことを定めた。</p> <p>特に、日本学術会議が関連分野の研究者、あるいは学協会と連携して活動することは、政府や社会との協力や連携の基盤となるものである。本委員会は、こうした観点から、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループ（以下「災害研究学術団体等」という）との平常時、緊急事態時における連携の在り方について、下記の事項にわたって検討することを目的とする。</p>
3	審議事項	<p>以下の事項について、必要な審議を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」に基づく、災害研究学術団体等との緊急事態における連携に関する事項</li> <li>「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」に基づく、災害研究学術団体等との平常時からの連携に関する事項</li> <li>平常時、緊急事態時における、日本学術会議及び災害研究学術団体等と、政府関係機関との協力・連携の在り方に関する事項</li> </ol>
4	設置期間	<p><b>時限設置</b> 平成27年7月24日～平成29年9月30日</p> <p>常設</p>
5	備考	<b>※新規設置</b>